

白井市国土強靭化地域計画-基本計画編-の見直しについて

1 見直しの目的

白井市国土強靭化地域計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」第13条に基づき令和3年3月に策定した計画であり、国が定める国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）及び千葉県国土強靭化地域計画との調和を図ることとして策定しています。

本計画の基本計画編は、総合計画の基本計画策定時期と合わせて、国や県の国土強靭化に関する取組の動向、社会情勢の変化、施策の達成状況を踏まえ原則5年ごとに見直しを行うこととしていることから、白井市第6次総合計画等との整合を図るものです。

2 前計画からの変更点

令和8年度を初年度として策定・改定作業中の白井市第6次総合計画等との整合を図るとともに、次の事項について見直すこととしました。

（1）国的基本計画にあわせた体系の整理

国的基本計画の「事前に備える目標」が8区分から6区分に、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)が45項目から35項目にそれぞれ再編され、また、横断的分野についても5分野から6分野に変更されたことから、市の地域計画についても国の区分変更に応じた見直しを行うこととしました。

（2）計画の位置付けの見直し

国及び県の計画との調和を図るため、千葉県国土強靭化地域計画を参考に、市においても機能的な体系となるよう本計画を分野横断計画の位置付けに見直すこととしました。

（3）被害想定の地域防災計画との整合

本計画は、安全・安心な国土・地域・経済社会システムを発災前から構築する国土強靭化であるのに対し、地域防災計画は、災害における予防、応急対策、災害復旧等の発災後も含めた一連の防災活動を定める計画であるため、両計画の被害想定に齟齬が生じないよう、表記内容を見直すこととしました。

3 地域防災計画との違い

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
対象のリスク	あらゆる「リスク」を見据える。	地震、風水害や大規模事故などの「リスク」を特定する。
特徴	どんな事が起こるとも最悪の事態に陥る事を避けられる強靭な行政機能、地域社会、地域経済をつくりあげるために、平時からの取組を幅広く位置付けた、長期的なまちづくりの方向性を示す。	災害の種類ごとに、主に災害発生時・発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組などの対応力強化を主眼に具体的な対策を取りまとめる。
施策の重点化・指標	強靭化すべき分野を特定し、脆弱性評価、施策の重点化を図る。	—
根拠法	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法	災害対策基本法

【両計画のイメージ】

